

安来市立病院入院面会に関する内規

(目的)

第1条 本規定は、入院中の患者の尊厳を保持し、療養生活の質の向上に資することを目的とする。安来市立病院（以下「当院」という。）は、ご家族や大切な方との交流が患者の精神的な安らぎとなり、回復を促進する重要な要素であると考え、可能な限り円滑な面会を推進する。

(面会の基本姿勢)

第2条 当院は、患者の意思を尊重し、患者が希望する方との面会機会を確保するよう努める。
2 面会にあたっては、他の入院患者の安静や診療の妨げにならないよう、相互の配慮を基本とする。

(面会時間および場所)

第3条 面会時間は、患者の療養リズムを考慮し、原則として以下の通り定める。

- (1) 面会は午後2時から午後7時までとする。
- (2) 面会時間は概ね30分程度とする。
- (3) 面会人数は概ね2～3人程度とする。
- (4) 前項にかかわらず、症状や事情により必要な場合は、適宜柔軟に対応する。

2 面会場所は、病室、デイルームなど、患者の状態に合わせて選択できるものとする。

(面会時の配慮事項)

第4条 面会者は、患者の健康を守るため、以下の点に協力するものとする。

- (1) 体調不良（発熱・咳等）がある場合の面会见合わせ
- (2) 入館時の手指消毒および状況に応じたマスク着用
- (3) 一度に多人数での来訪を避け、静かな環境を維持すること

(緊急時の制限および管理者権限)

第5条 前各条の規定にかかわらず、院長（以下「管理者」という。）は、患者および職員の安全を最優先に守るため、以下の事態が発生した際にはその権限により、一時的に面会の制限または中止を決定できるものとする。

(1) 感染症アウトブレイク時

院内における感染症の集団発生（アウトブレイク）、または地域社会における著しい感染拡大により、患者の生命に危険が及ぶと判断される場合。

(2) 大規模災害発生時

地震、風水害、その他の災害により、病院の診療機能の維持や安全確保を最優先とする必要がある場合。

(3) 運営上の緊急事態

施設の重大な故障、または管理者が安全な面会の継続が困難であると判断する特段の事情が生じた場合。

(制限時の代替措置)

第6条 前条により面会を制限する場合においても、当院はオンライン面会の実施や手紙の取次ぎなど、患者と家族等のつながりを維持するための代替手段の提供に努めるものとする。

(附則)

本規定は、令和8年4月1日より施行する。